

日本住宅性能表示基準 別表1(新築住宅に係る表示すべき事項等) ※抜粋

	(い) 表示すべき事項	(ろ) 適用範囲	(は) 表示の方法	(に) 説明する事項	(ほ) 説明に用いる文字
5 温熱環境・エネルギー消費量に関すること	5-1 断熱等性能等級	一戸建ての住宅又は共同住宅等	等級(1、2、3又は4)による。この場合においては、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算定方法等に係る事項(平成28年国土交通省告示第265号。)別表第10に掲げる地域の区分(1、2、3、4、5、6、7又は8。以下「地域の区分」という。)を併せて明示する。また、等級4にあっては、外皮平均熱貫流率(単位を $W/(m^2 \cdot K)$ とし、地域区分の8地域を除く。)及び冷房期の平均日射熱取得率(地域の区分の1、2、3及び4を除く。)を併せて明示することができる。	断熱等性能等級	外壁、窓等を通しての熱の損失の防止を図るための断熱化等による対策の程度
				等級4	熱損失等の大きな削減のための対策(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。)に定める建築物エネルギー消費性能基準に相当する程度)が講じられている
				等級3	熱損失等の一定程度の削減のための対策が講じられている
				等級2	熱損失の小さな削減のための対策が講じられている
	5-2 一次エネルギー消費量等級	一戸建ての住宅又は共同住宅等	等級(1、4又は5)による。この場合においては、地域の区分を併せて明示する。また、等級5にあっては、床面積当たりの一次エネルギー消費量(単位を $MJ/(m^2 \cdot 年)$ とする。)を併せて明示することができる。	等級1	その他
				一次エネルギー消費量等級	一次エネルギー消費量の削減のための対策の程度
				等級5	一次エネルギー消費量のより大きな削減のための対策(基準省令に定める建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべき基準(その設定の基礎となる基準一次エネルギー消費量が、基準省令第10条第1項の規定により求められたものであるものに限る。)に相当する程度)が講じられている
				等級4	一次エネルギー消費量のより大きな削減のための対策(基準省令に定める建築物エネルギー消費性能基準(その設定の基礎となる基準一次エネルギー消費量が、基準省令第5条第1項の規定により求められたものであるものに限る。)に相当する程度)が講じられている
				等級1	その他